

議案第7号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあつては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号(これらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあつては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号に定める基準

を含む。)に定める基準

(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)

(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

3 前2項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用

(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イに定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)

(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

する。

(便所)

第17条 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(便所)

第17条 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(移動等円滑化経路)

第19条 略

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げる

(1)・(2) 略

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(移動等円滑化経路)

第19条 略

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げる

ものであること。

ア 略

イ 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ・エ 略

(3)～(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 略

2 準移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第9に掲げるものでなければならない。

ものであること。

ア 略

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ・エ 略

(3)～(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 略

2 準移動等円滑化経路は、別表第7に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1 (第14条関係)

| 区分 | | 規模 |
|--------|---|----|
| 公立小学校等 | 略 | 略 |
| 略 | | |

備考 略

(追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1 (第14条関係)

| 区分 | | 規模 |
|---|---|----|
| <u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校</u> (<u>前期課程に係るものに限る。</u>) で <u>公立のもの</u> (以下「 <u>公立小学校等</u> 」 という。) | 略 | 略 |
| 略 | | |

備考 略

別表第2（第15条関係）

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

（1）建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

（2）建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

（1）当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

（2）当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、階段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの

幅の基準を付加したものであること。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

別表第3 (第17条関係) 略

別表第4 (第17条関係) 略

別表第5 (第17条関係) 略

別表第6 (第19条関係) 略

別表第7 (第19条関係) 略

別表第2 (第17条関係) 略

別表第3 (第17条関係) 略

別表第4 (第17条関係) 略

別表第5 (第19条関係) 略

別表第6 (第19条関係) 略

別表第8（第20条関係） 略

別表第7（第20条関係） 略

別表第9（第21条関係） 略

別表第8（第21条関係） 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。